

## 第31回 鬼北町農業委員会総会

1. 開催日時 令和2年1月22日(水) 午後1時30分～午後2時53分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(11名)

1	高田洋一	2	赤松拓也	3	松岡照明	4	中平勝則
5	二宮正宏	8	芝貞弘	10	山本一人	11	清家壽秋
12	青木武司	13	谷口雄記	14	川平定計		

4. 欠席委員(3名)

6	有田亜佳	7	高田光一	9	古用敏彦
---	------	---	------	---	------

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第140号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第141号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第142号 非農地証明願について
- 日程第5 議案第143号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第6 議案第144号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主任	岡崎秀太
----	------	----	------	----	------

## 7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第31回鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思います。</p>
会長	<p>1月早々の農業委員会総会ということで大変お忙しいときにご苦勞様です。なお、今年は例年に比べたら積雪が全然ないという事で、下手すると今年は雪を見ずに春を迎えることになろうかと思えます。一番心配しているのは、暖冬が続くと越冬害虫の増加が心配されます。これはある程度多いというふうを考えられ、春の農作業で新たな対応が必要ということで心配しております。なお本日は第31回農業委員会総会ということで、事前に資料はお手元に配布されておりますので内容に従いまして審議をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、11名であります。</p> <p>有田委員、高田光一委員、古用委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>また、西川推進委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第31回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に11番 清家壽秋委員、12番 青木武司委員、以上の両委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第140号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>順位1番について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>事務局の岡崎です。</p> <p>高田光一議員に代わり議案第140号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。</p>

	【議案書に基づき、議案第140号 順位1番 説明】
事務局	1月17日に譲受人、高田光一委員、赤松推進委員、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第140号 順位1番 説明】
事務局	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
高田委員	1番高田です。この〇〇さん、昨年も周辺農地について3条の許可申請があったと思うのですが、〇〇番、〇〇となっておりますが実際はもう〇〇さんが購入された土地だと思えます。で、登記があるかと思えます。〇〇番については、昨年度に3条許可申請があつて許可したと思えます。その際に発言させて頂いたんですが、実際にゆずを植えるかどうか今後追って調査しようという事であったと思うんですけど、現在の状況、先程の報告では全ての農地、耕作されているという報告でしたが、現況について実際どのような状況かお聞かせ頂きたいと思えます。
事務局	はい。 ご指摘ありました、以前に3条について申請が出ていた件ですが、現在も登記自体はされていないということで固定資産係にも確認しました。ご本人にも確認したんですけど、今準備中で「この後登記します」ということは伺いました。 現況ですが、12月に次長と農地を見に行きましたら、一応ゆずが植えてありましたが、全部ではありませんでした。一部ゆずが植えてあつて、その後、ご本人とお会いした際に確認しましたら、「この後、苗は買ってあるので順次植えていく」とは仰ってました。登記自体はまだ以前のところも終わってないということですので一応確認だけはしました。
高田委員	一部ゆずが植えられているという事ですけど、そのゆずが植えられてない部分の管理状況は耕作放棄ではないかと心配しているのですが、そのあたりはどうでしょうか。
事務局	実際は整地をされている関係で、整地が終わっている部分に関してはゆずを植えられていましたが、まだ整地が終わっていない部分に関して、見た感じ「これは植える状況ではない」というのは確認しました。ご本人さんに「この後間違いなく植えるのか」確認したところ「整地が終わり次第順次に植えていく」との回答でした。
議長	はい、他にご意見ないですか。
高田委員	ちょっといいですか。

	今気が付いたのですが、登記がされていないという事でしたら、この経営面積が〇〇㎡、登記がされていない、所有地でもない、借地でもない、ということは経営面積を満たしていないというふうなことがいえるのではないかと思いますがいかがでしょうか？私は登記されていると思っていましたので。
議 長	経営耕地面積は、登記簿上の耕地面積、それと農業委員会が把握している面積、記入しているのはどっち？
事 務 局	システムに3条が通った時点で、3条申請許可という事で、経営面積に入れます。
議 長	休憩します。
	休憩 13:37~13:55
議 長	休憩前に引き続き、会議を開きます。
高 田 委 員	この件ですが、昨年度新規に就農したいという事で〇〇㎡あまりの農地の申請があり、農業委員会で許可したものです。その後の農地の状況を聞きますと〇〇㎡全ての農地にゆずを植えるという事でしたが、ゆずがまだ植栽されていない農地が大半を占めている状況の中で、今回新たに農地を規模拡大したいという事で、追加購入したいという事ですので、現段階では所有されている農地すべてが耕作されているとは言い難いということで、全ての許可条件を満たしていないという事ですので、私は不許可にすべきではないかと思います。合わせて言いますと、全ての農地が耕作された時点で、申請を頂きたいと考えます。
議 長	はい、高田委員からこのようなご意見ありました。 各委員さんもお意見あるかと思いますが、主旨としては昨年購入された農地が十分に活用されていない状況の中で、新規にまた土地を求めて、ゆずを植栽するという形で申請はあがっておりますが、農業委員会としては昨年購入された農地が、申請された通りにゆずを植えられて、農地として完全に整備されてから再度、申請をされるという方が望ましいのではないかとこの考え方でまとめたいと思いますがよろしいですか？
各 委 員	はい。
議 長	では1の内容につきましては、そういうことで「不採択」という形で本人に連絡したいと思います。合わせて申請があがっている議案2、議案3につきましても、同じ内容ですのでこれは説明を省略して、議事の方進めさせて頂きたいと思います。よろしいですか。
各 委 員	はい。
議 長	それでは順位1、順位2、順位3につきましては、今のところ説明しました理由によりまして不採択とさせていただきます。が、ただご本人が昨年購入の農地全てに植え付けられて整備をされて申請された場合には農業委員会で

	再度審議させてもらうという事にさせていただきたいと思います。
議長	それでは、議案順位4番について、山本委員より説明願います。
山本委員	議席番号10番 山本です。 議案第140号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第140号 順位4番 説明】
山本委員	1月17日に譲渡人、譲受人、事務局2名、宇都宮推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第140号 順位4番 説明】
山本委員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第140号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第140号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位5番について、事務局より説明願います。
事務局	事務局の岡崎です。 議案第140号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第140号 順位5番 説明】
事務局	1月17日に譲受人、古用委員、渡邊康志推進委員、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第140号 順位5番 説明】
事務局	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。

	ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第140号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第140号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位6番について、事務局より説明願います。
事 務 局	事務局の岡崎です。 議案第140号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第140号 順位6番 説明】</b>
事 務 局	1月17日に譲受人、古用委員、渡邊康志推進委員、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第140号 順位6番 説明】</b>
事 務 局	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第140号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第140号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位7番について、事務局より説明願います。
事 務 局	事務局の岡崎です。 議案第140号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位7番の説明をします。

	<b>【議案書に基づき、議案第140号 順位7番 説明】</b>
事務局	1月17日に譲受人、古用委員、赤松推進委員、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第140号 順位7番 説明】</b>
事務局	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第140号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位7番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第140号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位7番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第3 議案第141号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位1番について、谷口委員より説明願います。
谷口委員	議席番号13番 谷口です。 議案第141号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第141号 順位1番 説明】</b>
谷口委員	1月17日に譲渡人の代理人、譲受人、鎌田推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第141号 順位1番 説明】</b>
谷口委員	以上により申請地は転用しても問題ないと考えますのでご報告させていただきますが、今ほどの周辺農地への影響という事ですが、図面、申請地とそれから住宅の位置図、駐車スペースを描いている資料を見て頂いたらわかるように、南側に水路の放流となっている排水路ですが、これについては鎌田推進員がその地区の水利組合を担当しております。こちらの水路に流されては困るという事で、できれば北側に道路を挟んで水路があるので、そちらに流してもらいたい。それから流す位置についても横の水取りより下の方で流してもらいたいと申しましたらご本人も、そういう方向でやっていきたいという事で了承を頂きました。そのあたりも踏まえてご審議のほ

	どよろしくお願ひします。
議 長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第141号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第141号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第4 議案第142号「非農地証明願について」を議題といたします。 順位1番について、事務局より説明願ひます。
事 務 局	事務局の岡崎です。 議案第142号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第142号 順位1番 説明】</b>
事 務 局	1月17日に申請人の代理人、高田光一委員、芝委員、赤松推進委員、事務局2名の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第142号 順位1番 説明】</b>
事 務 局	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。なお、添付している写真についてはどの部分が農地なのかわかりにくかった為、代理人にどの辺りがそうなのか、委員さんも含め詳細にご説明頂きました。奥の方の山林となっている部分が、非農地証明に該当する土地という事です。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
高 田 委 員	議席番号1番、高田です。 写真ですね、2枚同じ所に見えるのですが、撮った位置が違うだけで。真ん中に杉の木があって、両側に樹木が生えていると。これどっちがどっちかわからんですね。申請の時に周辺囲んでもらって、現地確認されているのだったら、申請のとおり20年以上前から山林化しているということで問題ないんですが、申請段階でもう少しチェックしてもらって、構いませんか。
事 務 局	次からは、わかるようにしますので。



議 長	次からは赤ペンできっちりどの部分ということが分かるようにした状態の写真を出してもらおうということにしますので、よろしいですか。他ご意見ございませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第142号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第142号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位2番について、事務局より説明願います。
事 務 局	事務局の岡崎です。高田光一委員に代わり、議案第142号「非農地証明願について」、順位2番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第142号 順位2番 説明】</b>
事 務 局	1月17日に申請人の代理人、高田光一委員、芝委員、赤松推進委員、事務局2名の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第142号 順位2番 説明】</b>
事 務 局	以上により、順位2番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第142号「非農地証明願について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第142号「非農地証明願について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第5 議案第143号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。なお、順位30番は委員の関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規程により議事参与の制限がございます。 まず、順位1番から29番までを一括審議し、順位30番は該当委員退席

	後に審議します。 順位1番から29番まで事務局より説明願います。
事務局	それでは、町長から審議依頼のありました議案第143号について順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第143号 順位1番から29番 説明】
事務局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、順位1番から29番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
末廣推進委員	7番「賃借権新規20年」とあるんですが、この年数については、上限はないんですか？
事務局	上限は、民法上は50年。ご本人との契約であれば20年もかまいません。
末廣推進委員	常識的に、個人で20年というのは長すぎるんじゃないか、最長でも10年程度が常識的な範囲じゃないかと思いますが。個人対個人の話し合いであれば、20年存命する自信があれば。 今の件も踏まえて、大丈夫なのかなと思いました。
議長	今の7番については、会社化されているので経営者が高齢になっても次の方が経営者になるという可能性が強い。
山本委員	20年借りるのも、3年借りるのも、契約上の書類は同じですか？ 持ち主のハンコ1つでいいんですか？
議長	要は契約なので、先方も納得して「20年でいいよ」という。まあ、20年先はわからないから、とりあえず3年くらいにしておこうか、という話になれば3年にしたらいい。
議長	はい、ご意見いただきましたが、議案第143号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位1番から29番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第143号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位1番から29番は原案のとおり決定させていただきます。
議長	〇〇委員は退席願います。
	(〇〇委員 退席)

議 長	それでは、順位 30 番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位 30 番について説明します。
	<b>【議案書に基づき、議案第 143 号 順位 30 番 説明】</b>
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位 30 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 143 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 30 番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 143 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 30 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は〇〇委員を呼んできてください。
	（〇〇委員 着席）
議 長	日程第 6 議案第 144 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
事 務 局	議案第 144 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」、説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第 144 号 説明】</b>
事 務 局	以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局より説明が終わりました。 議案に対し、意見はございますか？
	（質問、意見等なし）
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 144 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	（質問、意見等なし）
各 委 員	異議なし。

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第144号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」原案のとおり決定させていただきます。</p>
議 長	<p>以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>なお、事務局に申し付けておきますが、第3条で申請のあった1号から3号までの案件が不採択になっておりますが、各委員さんから出た意見のやり取りについては、明確に議事録に整理していただきたいと思います。当事者の方から不服申し立てが出てきたときにそういう書類はありませんということでは説明ができませんので、申し添えておきたいと思います。</p>
議 長	<p>以上で第31回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
	議事録署名委員
	11番
	12番